

＜令和7年度 入札・契約制度等説明会に関する質問回答一覧＞

＊工事に関する説明会：令和7年4月11日（金）13:30～15:00

No.	質 問 内 容	回 答 内 容
1	【令和7年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.1 主任(監理)技術者等未経験者育成型の試行 入札説明書の記載によれば、担当技術者として同種工事の施工実績があれば技術指導者を配置出来ないと読めるが、本説明会資料によれば、技術指導者を配置出来ると読み取れる。どちらが正しいのか。	技術指導者が配置できる対象は、主任(監理)技術者、現場代理人を未経験の配置予定主任(監理)技術者となっており、担当技術者として同種工事の実績があっても技術指導者を配置出来ます。 準備が整い次第、様式の修正を行います。
2	【令和7年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.2 特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】 地元企業の出資比率に応じた加点評価について、出資比率と配点の割合はどうなっているのか。	地元中小企業評価型工事につきましては、資料にありますとおり当該工事における地元中小企業の出資比率に応じて最大10点の加点を行うものです。 例えば地元中小企業の出資比率が30%の場合は加算点が3点、単体(出資比率100%)の場合は加算点が10点となります。
3	【令和7年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 担い手育成の活動評価【中国独自】 担い手育成活動の評価について、『「イベント」等』というのはどのようなもので評価するのか。例えば、毎年、広島みなとフェスタにブースをだし、港湾事業をPRしている。このような大きなイベントに参加し、PR活動を行うことも評価の対象となるのか。また、評価の対象となるのであれば、一企業としてでなく、協会として上記イベントに参加した場合は、参加した会員企業それぞれが取組として評価されるのか。	評価の対象は、講義、出前講座、現場見学会、イベント等において、関連協会が主催するものについても対象となります。また、協会としてイベント等に参加した場合は、参加した会員企業それぞれが取組として評価できるものとします(ただし、当該企業が参加していない場合は評価しません)。なお、講義、出前講座、現場見学会、イベント等において、開催規模(参加人数や実施時間)に関しては特段の要件は設定しておりません。 ただし、企業独自のリクルート活動は評価対象とはしないものとしております。
4	【令和7年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.7 担い手育成の活動評価【中国独自】 『建設業の担い手育成活動として、「現場見学会の開催」や「出前講座」、「イベント」等の取組を実施した企業へ加点評価する』との記載があるが、現場見学会の開催において港湾関係に限らず、ほかの発注機関の工事でも評価の対象になるのか。また、出前講座やイベントにおいて港湾に関係しないような講座やイベントでも評価対象になるか。	評価の対象は、上記No. 3の記載のとおりですが、港湾関係に限らず、ほかの発注機関の工事における見学会や、港湾に関係しないような出前講座やイベントでも評価対象になります。
5	【令和7年度 入札・契約の対応方針(工事)】 P.11発注標準の見直し 発注標準見直しの考え方をもう少し詳細にご教示いただきたい。	今般見直した背景としては、令和2年度から令和5年度までの間で、建設工事費デフレータが令和2年度の1.14倍となったことなど、昨今の急激な物価上昇があります。こうした背景を踏まえ、令和7年4月1日以降に契約する工事から新たな発注標準となっています。
6	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.2 オーバースペック、標準案相当と判断して評価しない提案 P.3 提案数超過と複数提案 オーバースペックと複数提案の明確な線引きをご教示いただきたい。	オーバースペックとは、とある提案要素(求める効果)に対し、必要以上に過剰な材料、作業機械、施工を施すものを指します。P2の防音パネルの例では、1枚の設置で騒音基準を満足すると判断した場合、パネルを2枚重ねに設置することは必要以上と判断し、オーバースペックと判断するものです。 また、P3の水質汚濁拡散の事例のように、明確な達成基準がないと考えられるものについては、各々の提案要素を総合的に評価するものとします。
7	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.2 オーバースペック、標準案相当と判断して評価しない提案 ②別表1に該当しないが、過度なコスト負担を要する技術提案(明らかに過剰な費用を要す材料、作業機械及び施工方法等に関わる提案)とあるが、明らかに過剰な費用と判断するための考え方・指標等があればご教示いただきたい。 例)対象工事の積算額に対して費用が10%以上と推定できる材料、作業機械及び施工方法を使用した技術提案 等 ＊オーバースペック(過度なコスト負担)を判断するための具体的な考え方・指標をお示しいただきたい。	オーバースペックの考え方において、明確に金額の基準を設けているものではありません。上記No. 6の回答にありますとおり、とある提案要素(求める効果)に対し、必要以上に過剰な材料、作業機械、施工を施すものとしております。
8	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.3 提案数超過と複数提案 複数提案の②について、『評価を総合的に判定する』とあるが、求められた効果が期待できたら、何個でも提案してよいのか。それとも、提案は2個までなのか。	当局としては、従前より1つの提案項目(A4判 1枚)につき1事項の提案を基本としており、現在も方針は変わっておりません。 昨年度までの方針では、1つの提案項目(A4判 1枚)の中に複数の技術提案が記述されていると判断した場合、1つずつに分離して最も評価の低い方を評価結果として採用するとしておりましたが、これにより他の有効な提案が低い方の提案によって採用できなくなることが考えられるため、今般方針を変更し、こうした場合であっても総合的に評価するとしたものです。 言い換えれば、複数提案の有無にかかわらず、当局が求めるテーマ・視点に対して有効性・具体性の観点から提案内容を総合的に評価するものであり、当局において提案の個数を定めるものではありません。
9	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.3 提案数超過と複数提案 ■提案数超過と複数提案に記載の②の例は、『良い評価も悪い評価も足し合わせて総合的に評価』、『全く違う提案がでた場合は、従来どおり一体的な提案でないと判断し点が低い方を評価』のどちらになるのか。また、1個目の例は異なる提案を総合的に評価したものであり、2個目の例は一体的な提案を総合的に評価したものであると考えたが間違いはないか。	■提案数超過と複数提案に記載の②の1個目の例は、「それぞれの提案が良い評価であっても悪い評価であっても総合的に評価」する例として記載しております。そのため、複数あってもマイナス要因が含まれると判断すれば総合的にマイナス評価に作用する可能性は考えられます。また、昨年度までの評価方針では、1個目の例は独立した複数の提案を個別に評価、2個目の例は一連提案として評価しておりましたが、今年度はいずれの場合も総合的に評価することといたします。
10	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.3 提案数超過と複数提案 同じ効果を狙った複数提案は、それなりに効果があると認められた場合、A+またはS評価になりうるのか。	上記No. 8の回答とおり、複数提案の有無にかかわらず、総合的に評価した上で、効果があると判断された場合は、「A+」または「S」評価になる場合があります。

<令和7年度 入札・契約制度等説明会に関する質問回答一覧>

* 工事に関する説明会: 令和7年4月11日(金) 13:30～15:00

No.	質 問 内 容	回 答 内 容
11	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.3 提案数超過と複数提案 効果を見込める技術を多数(2つ以上)記載した場合、オーバースペックと判定されることはないのか。また、提案する技術数に上限は設けないのか。	上記No. 6、No. 8と同様の回答となります。
12	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.3 提案数超過と複数提案 このたび複数提案の考え方(評価方法)を見直したのは、各応募社の技術提案の評価値に差をつけるためなのか。見直しの理由を教示願う。	上記No. 8の回答にありますとおり、昨年度までの方針では、複数の技術提案が記述されていると判断した場合、1つずつに分離して最も評価の低い方を評価結果として採用するとしておりましたが、その場合、他の有効な提案が低い方の提案によって採用できなくなることが考えられるため、今般方針を変更したものです。
13	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.3 提案数超過と複数提案 複数提案ありきで技術提案を記載して良いのであれば、全体の提案数は常に「提案数超過」にならないか。(複数提案と提案数超過の定義が曖昧にならないか)	「提案数超過」と「複数提案」の用語の定義がわかりにくく申し訳ありません。 「提案数超過」とは、例えば1テーマにつき2つの技術提案項目を求めている(＝A4判 2枚)のに、3つ以上の技術提案項目として作成(＝A4判 3枚)された場合がこれに該当するものです。 一方、「複数提案」とは1つの技術提案項目に複数の技術提案が記載されている場合を指し、今年度より、複数提案であっても総合的に評価させていただくこととしております。
14	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.3 提案数超過と複数提案 複数の提案をする場合、先日(4/11)の説明会では、1つ1つの提案の評価(S～C)を平均化すると仰っていたが、効果を出すために複数技術が必要な場合でも平均化されるのか。 例)アスファルト舗装の品質向上という課題の場合 1)特殊アスファルトフィニッシャの使用(評価A+) 2)特殊ローラの使用(評価B) 3)アスファルト舗装密度測定器の使用(評価A) この3つの技術の平均は、評価Aとなるが、評価Bを組み合わせないと品質向上につながらない場合はどうなるのか。 それともこの3つを1つのシステムとして提案すれば評価されるのか。	上記No. 8の回答にありますとおり、昨年度までの方針では、1つの提案項目(A4判 1枚)の中に複数の技術提案が記述されていると判断した場合、1つずつに分離して最も評価の低い方を評価結果として採用するとしておりましたが、これにより他の有効な提案が低い方の提案によって採用できなくなることが考えられるため、今般方針を変更し、こうした場合であっても総合的に評価するとしたものです。 ご記載の事例は、個別事象であり詳細が不明なため、具体的な答えはできませんが、昨年度までのように1つずつに分離して評価したり、それを平均化して評価することはありません。
15	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 P.3 提案数超過と複数提案 「②1つの技術提案項目に複数の…、当該技術提案項目の評価を総合的に判定するものとする」とあるが、総合的に判定するの考え方について幾つか伺う。 (1)例えば、総合的に判断するためのファクターについては、何があるのか具体的にご教示願う。 (2)従来の複数提案の評価はどのような評価となるのか、従来どおりで低い方の評価が評価となるのか、それとも複数の提案を勘案して評価が上がる場合があるのか、下がる場合もあるのか。 (3)提案数は2つでも3つでも、それ以上でも良いのか、上限等はあるのか。 (4)従来の工法＋効果確認を含めた施工管理は、複数提案ではないとして、一体的な提案として評価されていたが、総合的判定となった場合、評価はどうなるのか。	(1) 複数提案の有無にかかわらず、当局が求めるテーマ・視点に対して有効性・具体性の観点から提案内容を総合的に評価させていただくこととなります。 (2)(3) 上記No. 8の回答を参照願います。 (4)ご質問のケースは、令和6年度までは、いわゆる一連提案であって複数提案ではないと見なして評価しておりましたが、令和7年度もこの扱いに変更はございません。
16	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 開札後に技術提案の評価に対する事後ヒアリングは可能か。	これまで加算点の通知に対するご質問を受け付けており、令和7年度もこれを継続してまいります。これに加えて新たにヒアリングを実施することは予定しておりません。
17	【技術提案評価型S型 技術提案書の作成にあたっての留意事項】 今回説明された『留意事項』は、説明会以降に申請書提出期限を迎える案件から適用されると考えてよいか。	そのとおりです。正確には、令和7年4月1日以降に公告を行う工事案件から適用となります。
18	【港湾整備事業実施における取組みについて(工事)】 『ICT活用証明書』を取得するためには、施工証明書を取得するように受注者側から申請書類を提出すればよいのか。それとも、検査合格通知や工事成績評定通知書の発行時に合わせて(自動的に)電子契約システムより取得できるのか。『ICT活用証明書』を取得する方法をご教示いただきたい。	中国地方整備局港湾空港部においては、現在、『ICT活用証明書』の発行は行っておりません。今後の対応については検討させていただきます。

* 業務に関する説明会: 令和7年4月11日(金) 16:00～16:45

No.	質 問 内 容	回 答 内 容
1	【令和7年度 入札・契約の対応方針(業務)】 P.4 ワーク・ライフ・バランス等の推進企業の評価 見直し内容は、令和7年10月1日以降に公告されるものに導入されるという理解でよいか。また、対象業務の拡大範囲をご教示いただきたい。	令和7年10月1日以降に公告されるものに導入する想定ですが、具体的な時期については決まっておりませんので、遅れる可能性もございます。また、対象業務の拡大範囲につきましては、現時点で決まっておりませんので、決まり次第周知致します。